

航空法の一部を改正する法律案参照条文

。航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（登録の要件）

第四条 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
- 四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 （略）

（飛行計画及びその承認）

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、第二条第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場から出発し、又は航空交通管制区若しくは航空交通管制圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 4 （略）

（許可）

第一百条 航空運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 4 （略）

（許可基準）

第一百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 四 （略）

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ 第四条第一項各号に掲げる者

ロ 航空運送事業又は航空機使用事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 (略)

2 (略)

(協定の認可)

第百十一条 本邦航空運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第百十一条の二 国土交通大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その本邦航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第百十一条の三 (略)

2 (略)

3 公正取引委員会は、第百十一条第一項の認可を受けた第百十条各号の協定の内容が第百十一条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(外国航空機の航行)

第百二十六条 国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)の国籍を有する航空機(第百二十九条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際航空運送事業者」という。))の当該事業の用に供する航空機、第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用する航空機を除く。)は、左に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。

- 一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行
 - 二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行
 - 三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行
- 2 } 5 (略)

。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条 (略)

（略）

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

- 一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三 (略)

(略)